

各局・各特別区等共済事務主管課長殿

東京都職員共済組合事務局
年金保険部年金課長
(公印省略)

「3歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例」
にかかる東京都職員共済組合事務主管部門の変更について（通知）

日頃より当組合の事務にご協力いただきありがとうございます。

さて、地方公務員等共済組合法第79条、厚生年金保険法第26条に基づき、東京都職員共済組合では、当該「3歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例」（以下「3歳未満特例」という。）について、職員からの申出書の受付等の事務を行っておりますが、以下のとおり事務主管部門を変更しますのでお知らせします。

また、事務作業を担当する所属宛てに周知していただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 変更後の事務所管部門

東京都職員共済組合 年金保険部 年金課 年金システム担当

電話 03-5321-1111(内線)57-254

2 変更後の申出書の提出先

<都庁交換便宛先>

東京都職員共済組合事務局

年金保険部 年金課 年金システム担当 <3歳未満特例書類在中>

<郵送の場合の住所> 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 39 階北

* 他の提出物同封不可（厳守） 当該3歳未満特例以外の書類は、絶対に同封しないでください。

3 変更日

令和3年6月1日受付分より

* 当面は、旧所管部門である会計課出納担当へ提出された書類も受領します。

4 問い合わせ方法

当該事務における「FAQ（よくある質問）」を作成しました。まず、この「FAQ（よくある質問）」をご覧ください。また、解決できないものについては以下の手順に沿って年金課へメールにてお問い合わせください。電話よりもメールの方が以下のような長所があり、結果的に事務の効率化が期待できます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

<メールによる質問の長所>

- ・形に残り次のFAQ作成に有効、かつ、より正確な回答が得られる
- ・メールであれば担当がテレワークの場合でも対応が可能

【年金課への問い合わせ手順】

- ① 当該事務における「FAQ（よくある質問）」を確認する。
- ② 上記「FAQ」に掲載のない質問について、メールにて問い合わせを受け付ける。

<メール作成時のルール>

メールアドレス： S9000063@Section.metro.tokyo.jp
件名： 【質問】 3歳未満特例に関する件
本文の内容： 質問者の所属、担当者名、連絡先
既に「申出書」を提出しているかの有無
質問内容は具体的にお願いします。

* 込み入った内容については折り返しお電話等で対応いたしますので、まずは「質問があること」をメールでご一報ください。

* 各局・各特別区等担当者がメールでお問合わせされる場合は、所属担当者からのものと区別するために、件名の後ろに (〇〇局〇〇区担当) と入力してください。

- ③ メールでの質問について、まずは「受付したこと」「回答の目途」を返信します。
その後、調査のうえ回答しますが、ケースによっては解決までに時間がかかる場合もありますのでご了承ください。

* 上記メールアドレスには、連日相当数のメールが届くため、件名により内容を判断し担当者に振り分けています。件名を上記ルールのとおりにいただければ、より早く確実に担当者に届きますのでご協力願います。

5 その他

この通知は都共済ホームページに掲載しています。また「事務担当者ページへのログイン方法が分からない」といった質問が、所属担当者から多数ありました。これは年金に関する内容だけでなく、都共済の事務全体に関係しますので、各局・各特別区等担当部門から改めて所属担当者へ周知してください。

東京都職員共済組合ホームページにアクセス <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

> 組合員ページにログイン（個人ID）

> 各種様式 > r. 掛金・負担金 ← 組合員向け

> 共済事務担当者ページにログイン（共通ID） ID: kyosai PW: Jimutan03 (R3年6月より)

> お知らせ ← 事務担当者向けにこの通知を掲載します

> 各種様式 > r. 掛金・負担金 ← 組合員向けに掲載した様式と同じ内容です

<担当> 東京都職員共済組合事務局
年金保険部 年金課 年金システム担当
あまや きだ ふなつ
雨谷・喜田・船津
電話 03-5321-1111 (内) 57-254